

水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金交付要綱の運用

この運用は、水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に当たっての留意事項等について定めるものとする。

第1 宅地嵩上げ浸水対策促進事業

- 1 実施主体のうち、知事が適当と認める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 浸水警戒区域に指定された時点で、要綱第3条別表「補助対象」に定める建築物（以下「補助対象建築物」という。）の所在地に住民基本台帳上の住所を有する者
 - (2) 浸水警戒区域に指定された時点で補助対象建築物を生活の本拠としており、当該建築物の存する市町へ住民税を納付している者
 - (3) (1)に記載する者の親族であり、今後、後継者となって当該建築物の所在地に住民基本台帳上の住所を移し、在住することが確認できる者
 - (4) 補助対象建築物の所在地に新たに住民基本台帳上の住所を移し補助対象建築物に入居する者であり、かつ、地域おこし協力隊等市町が特に認めた者
- 2 補助対象建築物のうち、知事が適当と認める住居の用に供する建築物とは、実施主体が耐水化ガイドライン等から構造計算等を実施し、十分な安全性が無いことを証明する書類を知事に提出し、知事が認めた住居の用に供する建築物とする。
- 3 補助対象建築物の判定に当たっては、県が必要な調査を実施する。
- 4 要綱第3条別表における標準工事費は、次に掲げる方法により、算定する。
 - (1) 標準工事費は、地盤を盛土工法により嵩上げするのに必要な工事費とし、県が算定するものとする。嵩上げ高については、想定水位と嵩上げ地盤面との差を2m99cmとするのに必要な高さとする。
 - (2) 浸水深が3m未満の補助対象建築物における標準工事費の算定に当たっては、浸水深を3mとして補助額を算定する。なお、このケースで2階床面が浸水する建築物については、浸水深から1階居室の現天井高（2m10cm以上）を差し引いた高さを補助対象となる嵩上げ高とする。
 - (3) 曳家工事が行われる場合は、標準工事費に曳家工事費を加算する。
- 5 嵩上げ等により、近隣に雨水が流出するなどの悪影響を及ぼすおそれのある場合は、実施主体において必要な施設の整備等の浸水被害回避の方法を検討するものとする。
- 6 補助金の交付については、同一敷地内の建築物につき1回限りとする。ただし、浸水警戒区域の変更があった場合に、条例第15条第1項の規定に適合しなくなった場合はその限りでない。

第2 避難場所整備事業

- 1 浸水警戒区域に指定された時点で区域内に現存する建築物のうち、条例第15条第1項第1号および第2号の規定に適合しない住居の用に供する建築物の判定に当たっては、県が必要な測量調査等を実施する。
- 2 要綱第3条別表における標準工事費とは、地盤を盛土工法により嵩上げするのに必要な工事費とし、第2-1に規定する建築物に居住する人口（申請時点）および想定水位から算定される嵩上げ高に応じて算定する。なお、第2-1に規定する調査等が実施できない建築物に居住する人口は、合計に算入しないこととする。

附 則

この運用は、平成29年6月16日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この運用は、令和2年3月31日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この運用は、令和5年6月5日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。